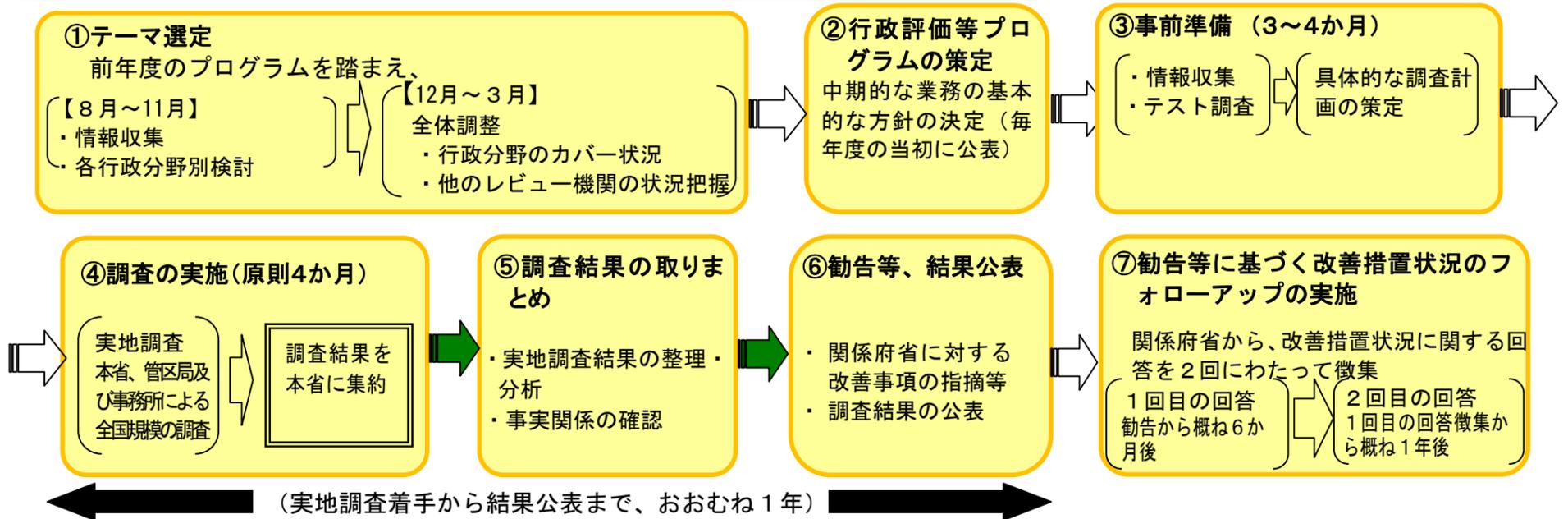


(参考資料)

# 行政評価局調査のテーマ選定について

(複数府省にまたがる政策の「評価」、各省業務の実施状況の「評価・監視」)

## 標準的な調査の実施の流れ(現状)



※ テーマは、各年度のプログラムで3年分を掲載、毎年度ローリング方式で見直し。(現在、行政評価・監視は単年度計画。複数府省にまたがる政策の評価は法定により3年計画)

近年は「年金記録問題」への対応のため、年間6本程度の実施(平常時は、年間12本程度を目途に実施。)

## 行政評価局調査機能の特性と調査対象分野(なじむ度合い)

□ 直接的に行政を担う立場ではなく、政府部内での第三者的な立場に立って、各府省の行政の評価、監視を専担

高 ← なじむ度合い → 低

- 府省横断的なもの、特に「第三者性」が必要とされるもの等各府省のみでは実施が困難なもの
- 継続して実施が効果的なもの

- 専門性、技術性の高いもの
- 総合調整権限を背景に実施することがより効果的なもの

□ 各行政機関の業務の実施状況の実地調査による実証資料(事例、データ等)に基づき、問題点、改善方策を具体的に指摘

高 ← なじむ度合い → 低

- 全国的規模で事態把握が可能なもの

- 論点がおおむね出尽くしているとみられるもの、あるいは専ら政治的判断に依らしめるべきもの(従来、高度に国の安全又は国の利益に関する事項、その他高度に政治的問題と考えられるものは想定していない。)

□ 一定のテーマ、問題意識の下に、それに係る行政運営の改善を目的として実施

高 ← なじむ度合い → 低

- 事務・事業、行政施策等の有効性、効率性等の問題把握と改善指摘

- 特定箇所など個別事業に係るもの
- 個々の不正、非違、犯罪等の摘発
- 準司法的な裁決等に係るもの

## ◎ 行政評価局の所掌事務概要(行政評価局調査に関するもの)

- 各府省の政策について、統一的・総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う
- 各行政機関の事務の実施状況の評価及び監視を行う

これらに関連した実施調査対象

- ・独立行政法人、特殊法人、認可法人(国の資本金1/2以上かつ国が補助)の業務
- ・国の委任又は補助に係る業務
- ・地方公共団体の法定受託事務(その他、公私の団体その他関係者に対し、必要な資料の提出に関し協力)

⇒ 総務大臣は、関係行政機関(国)の長に対し勧告